

令和6年第1回羅臼町議会定例会（第3号）

令和6年3月15日（金曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 町長行政報告
- 日程第 2 議案第 2号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 3 議案第 3号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 4 議案第 4号 令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 5 議案第 5号 令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第 6 議案第 6号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第 7 議案第13号 羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第14号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第16号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第20号 羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第21号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第22号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第23号 羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

		準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第15	議案第24号	第8期羅臼町総合計画（基本構想）の策定について
日程第16		予算審査特別委員会付託議案審査結果報告 （議案第7号から議案第12号、議案第15号及び議案第18号から議案第19号 9件一括）
日程第17		各委員会閉会中の所管事務調査の件
追加日程第1	発議第1号	羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	米井 宏喜 君		2番	浜岸 昭仁 君
	3番	小川 雅勝 君		4番	山下 竜哉 君
	5番	加藤 勉 君		6番	田中 良 君
	7番	高島 譲二 君		8番	松原 臣 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達也 君
教 育 長	石 崎 佳典 君	監 査 委 員	松 田 眞佐都 君
企画振興課長	八 幡 雅人 君	総 務 課 長	飯 島 東 君
税務財政課長	対 馬 憲仁 君	税務担当課長	鹿 又 芳弘 君
環境生活課長	長 岡 紀文 君	保健福祉課長	本 見 泰敬 君
保健・国保担当課長	洲 崎 久代 君	子育て支援センター所長	長 内 美奈子 君
産業創生課長	大 沼 良司 君	まちづくり担当課長	湊 慶 介 君
建設水道課長	佐 野 健二 君	学 務 課 長	平 田 充 君
社会教育課長	野 田 泰寿 君	会 計 管 理 者	鹿 又 明仁 君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	松 崎 博幸 君	議会事務局次長	堺 勝敏 君
--------	----------	---------	--------

午前10時00分 開会

◎開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、1件の行政報告をさせていただきます。

令和6年中、1件目の火災が発生いたしましたので、御報告をいたします。

この火災は、令和6年3月7日木曜日、午後8時20分に覚知した富士見町、富士ハイツ401号室の共同住宅火災であり、入居者が入浴している最中に出火をいたしました。

停電になり、入居者が確認したところ、居間に煙が充満しており、居間に設置されているボイラーからも煙が出ているのを確認したため、消防に通報し覚知となり、消防署から2台の消防車が出動しております。

出動した職員により、現場を確認したところ、部屋に白煙が充満しているが、火災は確認できませんでしたが、ボイラーに近い天井の点検口から天井を確認すると、煙が充満しており、焼けた断熱材とパチパチと音がしているため、ホースを一線延長し放水開始。その後、焼けた断熱材などを除去しながら内部を確認し、21時10分に鎮火と判断しております。

なお、今回の火災により死傷者はありません。

また、出火原因については、現在調査中であります。

以上でございます。

◎日程第2 議案第2号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 議案第2号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険
事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 議案第3号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号 令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特
別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 議案第4号令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号 令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療
事業特別会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第5 議案第5号令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険
診療所事業特別会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第6 議案第6号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第13号 羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第13号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 課設置条例の関係で質問したいと思います。

前も課の設置のときに質問させていただいたのですけれども、課名につきましては、町民が役場へ来て、どこの課に行ったらいいのかというのは、この課名が大事だというふうに考えているのですけれども、今回、課名の中に税務課がないということが一つあります。それで、町民環境課の中に今まであった税務関係を、一本化していくという形なのですけれども、例えば、町民から見ると、町民のほうから見ると、税務課がなくなったという感じに受けってしまうのかなという感じを持っております。

前の私の質問では、人が少なくなったから大課制にして、そこを合併したという話をしたのですけれども、一部分は合併いいとしても、税務課を一つの課の中に合併をしていくというのが、いかがなものかということを考えております。

課の設置というのは、町民からして大事な名称の一つであります。その中で、町民の声を聞いたのかどうか分かりませんが、今までもいろいろと水産課がなくなったり、観光がなくなったりして、一つの課になっていったという経過があって、その都度、私も質問させていただいたのですけれども、こういうような形で税務課自体がなくなると。仕事としては別な課に行ってしまうのですけれども、そういう形になってしまうということがいかがなものかと。

課名というものをどう考えているのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの加藤議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

先日は、そういった御質問あったのも承知しておりますし、名前に非常にこだわりがあるのだろうなというのを感じております。ここで、私が考える町民に対する町民サービスの一環として、これをどう考えるかということ述べさせていただければというふうに思っています。

これまで町民サービスの窓口というのは、羅臼庁舎の中に数多く、多岐にわたってありました。納税のみならず、いろいろな町民サービスがあるわけですが、それが各課に分かれていたわけでありまして。できれば、それを町民皆さんの利便性を鑑みたときに、将来的に窓口の一本化というのは、行政サービスを進めていく中で必ずやっていかなければいけない。

今、よく言われるワンストップ化というものも含めて、そこに向かっていかなければいけないというふうに考えているところでありまして、そのために住民サービス、例えば戸籍ですとか、それから住民票の発行、これは今まで町民課の中で行ってまいりましたけれども、今回の税務課という、これは決して課がなくなるということではありませんが、その名称が統一されるということでありまして、税務相談の窓口は、現在、例えば毎月といいますか、決まった納付月に多くの方来庁いただいておりますが、今の納税の仕方というのは、ここ近年かなり変わってきております。

例えば、給与から引き落としされるですとか、それから振込になるとか、または違う方法でお支払いになられる方が非常に多くなっている。この窓口を訪れる方というのは、逆に言うと、相談に来られる方ですとか、そういった方の割合が非常に増えている。割合としてですから、直接払う方が減っている分、そういう方が増えているということにもなるのですが、その第一歩はそういったこともあると。

それから、ほかの行政サービスで言うと、水道料金ですとか、それから各種行政が行っている政策の窓口、補助金ですとか、そういったところは2階まで行っていただく、また、保険税もそうです。そういったところもできれば将来的には一本化したい、その第一歩と考えているところもあります。

今、そういった納税相談の窓口、例えば分納ですとか、そういった御相談に来ていただく場合には、できる限りその人の状況や状態、それから御意向も加味した中で、目立たないところに対応するというのも、行っているのが今の現状でありますので、そこが納税課という看板のもとで行うということの必要性というのは、逆に今おっしゃっていただいたようなことではなくて、一つの窓口の中で、それを完結してあげるほうがいい場合の方々もいらっしゃるということ、私自身感じているところでもあります。

例えば、これが町民環境課という名前になっても、分かりやすいように納税相談窓口であったり、納税窓口であったり、そういった看板は当然掲げるわけでありまして、そういった対応をさせていただければなというふうに思っております。

納税課という課の名称が変わったとしても、私は、何ら町民に不利益が生じるものとい

うふうには考えておりません。それよりも将来に向かって、ワンストップ化に向けた第一歩として考えて、今は2階まで行っていただいている様々な政策、また、お支払いに来ていただける部分を一本化して行って、より利便性を高めていくというのは、将来に向かって推進していかなければいけないことだというふうには考えているところであります。そういった意味合いがあるということを議員皆様には、ぜひとも御承知をいただければというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 今、津々お話を聞かせていただきました。

羅臼町は、潤沢な財政資源の中で運営しているのではないということが、まず第1点上げられます。税収がやっぱり主なのですよね、地方交付税は来ますけれども、その中で大事なのは納税、納税意識の高揚が一番大事だというふうには私は思っているのですが、先ほどは町長は窓口という形だったのですけれども、私は窓口というよりも町民が受ける納税に対する意識づけ、これを植えつけていくというのは役場の役目だというふうには考えております。

一本化すれば、その辺でいいのかもしれないですけれども、まだまだ羅臼町は財政的に厳しいと、納税を一つの柱として進めていくということですから、これらの主力をなす税務課の廃止、一つの中に統合されていくというのは、いかがなものかなというような感じを持っております。

納期になりますと、防災無線で「納期がいつですよ」というお話をしていますよね、町としては。そういうことを含めて、税務課という大事なポストがなくなっていくとすれば、町民から受ける印象はどうなのかと。羅臼町は納税意識ないのかなと、そう考える方も出てこないかなという危惧はしております。

課名一つとっても、そのまちの柱の一つなのですよね。羅臼町役場というのは、そうであらなければならないというふうには私自体は考えておりますので、税務課を中に入れていくと、一つの中に入れていくということに、私はいかがなものかなというふうに感じております。税務課がなくなったから、羅臼町がなくなるということではないというふうには思いますけれども、財政的に大変なときに、その主力をなす税務課の存在がなくなるということに、私はすごい憤りを感じております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ちょっと誤解を招いたら困るので、答弁をさせていただきます。

ただいま税務課がなくなるというふうには、加藤議員はおっしゃいました。税務課はなくなりません。名称が変わるということです。ですから、羅臼町から税務課をなくするというようなお話をしているわけではなくて、統合した中に税務担当の課というのは、当然な

がら残っていくわけです。

ですから、税務課というものがなくなるというふうに、先ほどおっしゃったようなことであれば、そこは違うということをお伝えさせていただければなというふうに思いますし、先ほどおっしゃった納税意識の高揚というところにつきましては、先日も御質問あったと思いますが、例えば防災無線を使って納税のときにはやっていますよね。これが例えば、町民環境課からのお知らせですというようになるのが、どうなのだろうというお話もいただきましたが、そこはその後、そういった御意見もあったので、今後の対応としては納税担当からのお知らせですとか、納税のほうのそこをしっかりとお伝えできるような、そういう方法は幾らでもできるのであろうというふうに考えているところでありますので、決して羅臼町が納税意識、納税者に対して今後そういった納税意識の向上を図っていくことに、無関心であったり、無頓着であったりということではないということは、御理解いただければなというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

松原臣君。

○8番（松原 臣君） 今の関連で質問したいと思います。

今の話聞いていますと、機構の中の内向きな答弁だと思うのですよ。住民が何課と言ったら分かるような課がなければ、税務課がなくなるという話なんか誰もしていないのですよ。加藤さんも私も。別に税務課がなくなるなんていう、機構の中でやりくりできるのであれば、名称を残してほしいと、私は思うのですよね。課の中でもあえてどれとは言いませんけれども、課の中にも分かりにくい名前が多い、何件かあります。私の印象では。

そして、この名前について、課長方とも相談したことあるのですか、その点1点お伺いをします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 羅臼庁舎内では、こういった住民サービスに対してのプロジェクトチームといいますか、グループをつくって、いかに作業の効率化であったり、町民サービスの充実ということについては、チームをつくってやってきております。

そういった中で、課の名前までというのは、課の名前をつけるのは、最終的には執行部の判断でやりますけれども、そういった住民サービスを行っていくためには、どういうふうにしていったらいいかというのは、常々職員内で相談をさせていただいている状況です。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○8番（松原 臣君） どうも納得いかないのですよね、名称は非常に大事だ、印象は。テーマはいろいろ出して、例えば総合計画の8年計画だけれども、名称きちんとあって、すばらしい名称、結構ついていきますよね。そのテーマを読んで、皆さん文章読んだり何かすると、非常にテーマと課と一致するかどうか、私の感覚では課の名前というのは非常に

大事だと考えている。というのは、住民は町長の言うような答弁で理解できないですよ、住民は。それは庁舎内、議員内であればある程度議論しあって理解できるでしょうけれども、一般町民はそこまで理解できないですよ。町長、言っているのは分かりますけれども、言っていることは分かります。

でも町民のことを考えたら、名称というのは第1番目に大事にしなければ、住民にどうこの課は受け取られるのだろうか。執行部で決めたということは、それは執行部で決めたことを皆さんの御意見求めないということであるのであれば、それはそれで構いませんけれども、私は、そういうことも最終的に町長が決めても課長方だって、その課・課の課長おりますから、どういう印象持っているのかと、そういう場があってもいいのではないのか。

課は、非常に名前は大事なものだと思いますので、今、出されているのはどうも中身と名称と合わなすぎるということで、私は、あえて反対したいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立多数です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第8 議案第14号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁
償条例の一部を改正する条例制定につ
いて**

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第14号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第16号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第9 議案第16号町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第10 議案第17号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第20号 羅臼町指定介護予防支援等に関する
条例の一部を改正する条例制定につ
いて

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第20号羅臼町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第21号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域
密着型サービスの事業の人員、設置
及び運営に係る基準に関する条例の
一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第21号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第22号 羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第22号羅臼町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第23号 羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第23号羅臼町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第24号 第8期総合計画(基本構想)の策定 について

○議長(佐藤 晶君) 日程第15 議案第24号第8期羅臼町総合計画(基本構想)の策定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長(佐藤 晶君) 日程第16 予算審査特別委員会に付託をいたしました3月7日の一括上程に係る議案第7号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第19号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの9件について、審査結果報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、松原臣君。

○**予算審査特別委員会委員長（松原 臣君）** 予算審査特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第7号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第12号令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算及び関連議案である議案第15号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号羅臼町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第19号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの9件の審査の結果につきましては、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり、委員会審査結果報告書を議長に提出しております。

審査結果について報告いたします。

本委員会は、3月7日の本議会において、議員全員による予算審査特別委員会として設置され、令和6年度一般会計予算の外9件について、3月12日から14日の3日間にわたり、慎重かつ熱心に審査が行われました。

その結果、令和6年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び各特別会計予算、企業会計予算並びに関連する議案について、出席委員の全員一致により原案のとおり可決決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

令和6年3月15日。

予算審査特別委員会委員長、松原臣。

以上でございます。

○**議長（佐藤 晶君）** 委員長の報告が終わりました。

この予算審査特別委員会は、議員全員で構成する委員会ですので、質疑については省略いたします。

これから、議案第7号から議案第19号までの9件について、一括採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号から議案第19号までの9件は、委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○**議長（佐藤 晶君）** 起立総員です。

したがって、議案第7号から議案第19号までの9件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第17 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。10時50分から再開をいたします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

田中議員から、発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について提出されました。

これを日程に追加し、追加日程議案として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程議案を日程に追加して、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第1号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 追加日程第1 発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○6番（田中 良君） 発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定につ

いて。

羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年3月15日提出、羅臼町議会議長佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。賛成者、羅臼町議会議員、山下竜哉、同じく加藤勉、同じく米井宏喜。

羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「企画振興課」を「企画財政課」に改め、「税務財政課」を削り、「環境生活課」を「町民環境課」に改める。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提出理由。

令和6年3月6日提出の議案第13号羅臼町課設置条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決したことに伴い、常任委員会の所管事項が変更となるため、本条例第2条を改正するものであります。

以上であります。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第1回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

長時間、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。
午前10時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員